

若年者に対する刑事法制のあり方に関する勉強会

— 児童自立支援施設の実践を踏まえて —

国立武蔵野学院

相澤 仁

児童自立支援施設での スモールステップによる具体的支援

- スモールステップによる具体的な支援を展開し、社会に適応した5ケースについて、スモールステップによる支援内容を中心に紹介する。

これまでの移行期の現状と課題

2つの居場所が同時に失われ、新たな2つの居場所に適応するようなくみ

移行前

個人的居場所
(家庭・施設)

社会的居場所
(出身学校)

移行後／前

個人的居場所
(施設・里親)

社会的居場所
(転校した学校)

移行後

個人的居場所
(家庭・施設)

社会的居場所
(学校・職場)

スモールステップの構造（家庭復帰ケース）

表1 家庭復帰ケース

	ケース①	ケース②	ケース③
アドミッションケア	関係機関での協議	施設見学	
インケア	施設での養育・支援	施設での養育・支援	施設での養育・支援
	面会、通信、一時帰宅による家庭環境調整	面会、通信、一時帰宅による家庭環境調整	面会、通信、一時帰宅による家庭環境調整
リービングケア		施設外での職場実習	
	施設からの通学	施設からの職場通勤	施設からの通学
	週末帰宅による調整	週末帰宅による調整	短期間帰宅による調整
	平日帰宅による調整 (家庭からの通学)	平日帰宅による調整 (家庭からの通勤)	長期間帰宅による調整 (家庭からの通学)
アフターケア	通所・通信による調整	通所・通信による調整	通所・通信による調整
キーパーソン	出身学校の担任教員	施設職員	児童福祉司

- 表1を見るとわかるように、社会生活にスムーズに移行し適応を図るために、3ケースともにまず社会的居場所である上級学校や職場に、施設からの通学・通勤をしている。その社会的居場所への適応が図られた後に、個人的居場所である家庭への適応を図るために、一時帰省による調整を、徐々に期間を延ばしながら図っている。退所後施設は、通所や通信などにより、定期的かつ必要に応じてアフターケアを実施している。

② 自立就職ケース

表2 自立就職ケース

	ケース④	ケース⑤
アドミッションケア		
インケア	施設での養育・支援	施設での養育・支援
	面会、通信による家庭環境調整	面会、通信による家庭環境調整
リービングケア	施設内での職場実習	施設内での職場実習
	施設外での職場実習(生活寮からの実習)	施設外での職場実習(生活寮からの実習)
	生活寮からの職場通勤(見習い)	自立支援寮からの実習
	自立支援寮からの職場通勤	自立支援寮からの職場通勤
	アパートへの転居(退所)し、通勤	アパートへの転居(退所)し、通勤
アフターケア	通所・訪問・通信による調整	通所・訪問・通信による調整
キーパーソン	施設職員	施設職員

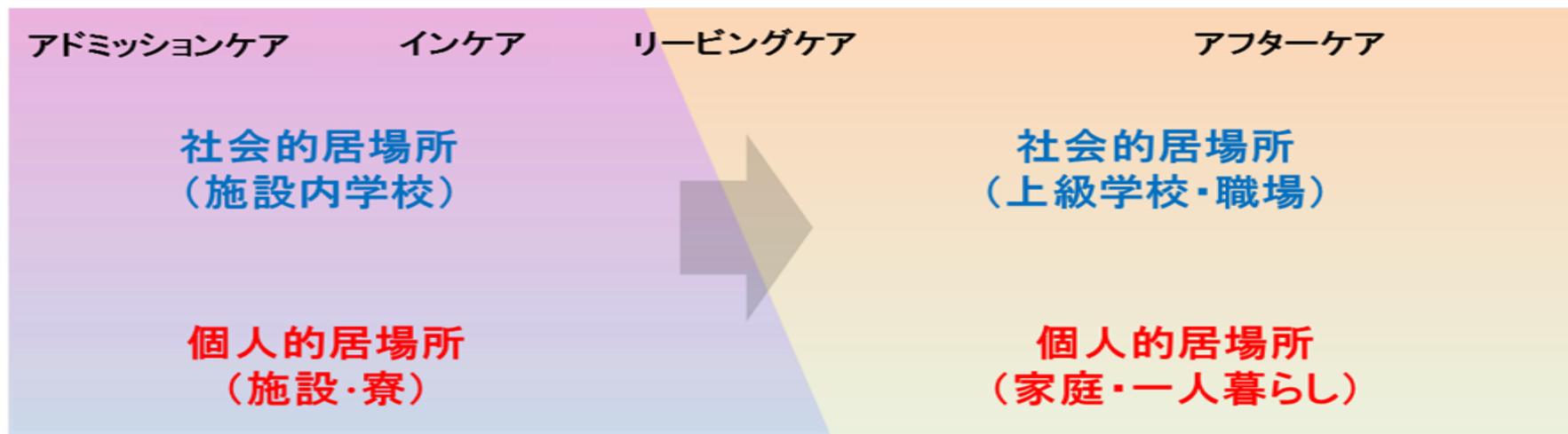
- 自立就職ケースであるが、表2をみるとわかるように、社会的居場所である職場への適応及び個人的居場所としての一人暮らし(自立生活)への適応を図るために、生活寮からの施設内での職場実習、生活寮からの施設外での職場実習、生活寮からの職場通勤、
- 自立生活への準備のための自立支援寮への転寮、自立支援寮からの職場通勤、アパートへの転居(退所)し通勤、
- 退所後施設は、通所や通信などにより定期的かつ必要に応じたアフターケアの実施といったスモールステップによる支援を実施していた。

- 5ケースにおける類似点の1つは、いずれのケースにおいても、施設から社会的居場所である上級学校や職場への適応をスモールステップによる支援によって図った後に、個人的居場所である家庭や一人暮らしへの適応をスモールステップによる支援によって図っている点である。
- もう1つの類似点は、図1で示したとおり、切れ目のないスモールステップによる継続的支援を行っている点である。

図1 スモールステップによる切れ目のない支援構造

入所中

退所後



(1) スモールステップによる2つの居場所への適応

- 5つのケース分析・検討結果から示唆されたことの1つは、子どもが新たな居場所へ適応するためには、2つの居場所への適応を同時に行うのではなく、1つずつ行うことの方がよいのではないかという点である。
- 1つの居場所への適応を図ってから次の2つめの居場所の適応を図ることによって、子どもは適応しやすくなる。

(2) 社会的居場所への適応から 個人的居場所への適応へ

- 検討結果から示されたと思われる2つ目のことは、児童福祉施設で生活していた子どもの居場所への適応を図る場合には、**個人的居場所になっている施設を基地にしながら、社会的居場所である上級学校や職場への適応を図ることを優先的に**行い、**社会的居場所への適応状況についての過程評価を実施しつつ、その結果を踏まえて個人的居場所になる家庭などへの適応を図るための**取り組みを展開することが**重要**であるということである。

- 筆者らが実施した児童福祉施設及び里親家庭出身者への社会的支援のあり方に関するアンケート調査結果をまとめた「社会的養護施設等および里親出身者実態調査概要報告書」(2012)(以下「概要報告書」という)によれば、
- 社会的養護施設等および里親出身者に「社会に出て困ったこと」について尋ねたところ、
- 「いきなり一人になってさびしくてつらかった」と回答しているものが全体の34%に及んでいる。
- また「職場や友人関係でうまくいかなくて困った」と回答しているものも全体の29%に及んでいる。

- また、「東京都における児童養護施設等退所者へのアンケート調査報告書」(5)(2011)(以下「アンケート調査報告書」という)によれば、
- 児童養護施設等退所者に、「施設退所直後に『まず困ったこと』」についての質問に対して、
- 最も多かった回答は「孤独感、孤立感」が29.6%であった。
- 「職場での人間関係」と回答しているものも22.3%と多かった。
- これらの結果からも、**子どもをいきなり社会復帰させるのではなく、子どもは施設や里親家庭で生活し相談を受けながら社会的居場所である職場などへの適応を図ることが重要**であるかを示唆している。

(3) キーパーソンの存在

- 検討結果から示されたと思われる3つ目のことは、**アドミッションケア段階からアフターケア段階まで、子どもからの相談援助、生活支援、進路調整、就学就労支援、家庭環境調整、職場や学校との連絡調整などの支援を中心に行うキーパーソンを確保することの必要性**である。
- 5つのケースとともにキーパーソンとしても存在がいて、子どもを入所前・入所時から退所後まで継続的な関わりをもち支援をしていた。そのうちの一人が「何かあってもいつでも先生に相談できるし、悩みを解決してもらえるので安心です。」と述べている。

- 概要報告書での「社会に出て困ったこと」についての質問に対して、多かった回答が、前述した内容を除くと、「自分の気持ちを話せる人がいない」の31%、「相談相手が身近にいない」の29%などであった。
- また、アンケート調査報告書でも、「施設退所直後に『まず困ったこと』」についての質問に対して、「身近な相談相手・相談窓口」と回答しているものも12.3%と少なくなかった。

- 自由記述においても「施設を出た人は出てから周りとの違いを感じて寂しく思っている人が多いかもしれないです。一番は相談相手がいない人が多いかもしれないです。」あるいは「なやみがいっぱいあっても相談できる人がちかくにいなくて困っている、どうしたらいいんだろう。いいかいけつほうほうあったらおしえて下さい。」といった回答があった。
- こうした結果を踏まえれば、措置解除後**子どもが社会適応を図っていくためには、困った時つまりいた時などに、子どもからいつでも気軽に安心して相談できる存在が身近にいることが大切であり、そのような継続的な相談・支援のできる存在を確保しておくことが重要である、**といえよう。

図2 スモールステップによる子ども家庭支援システム（案）

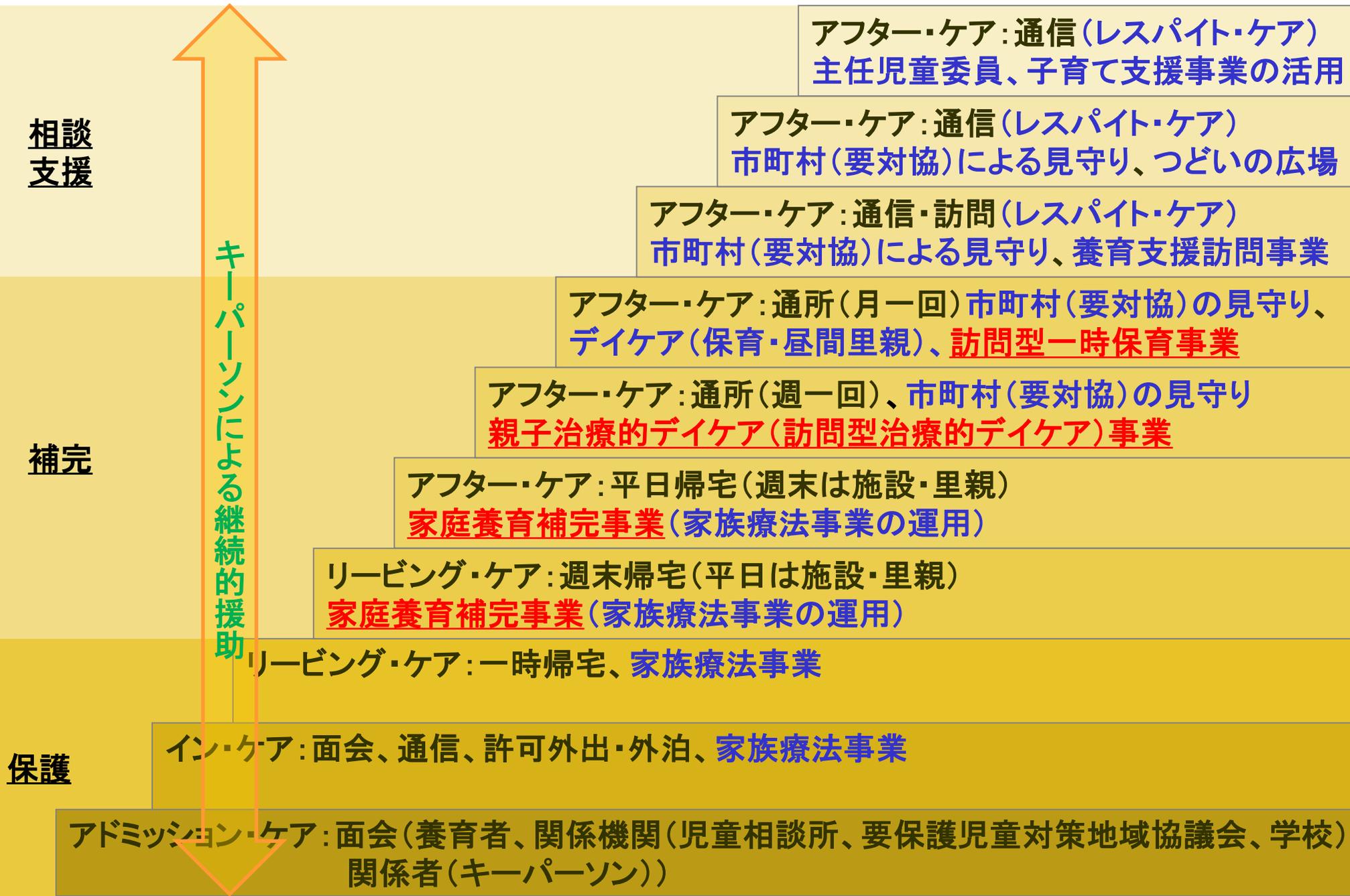
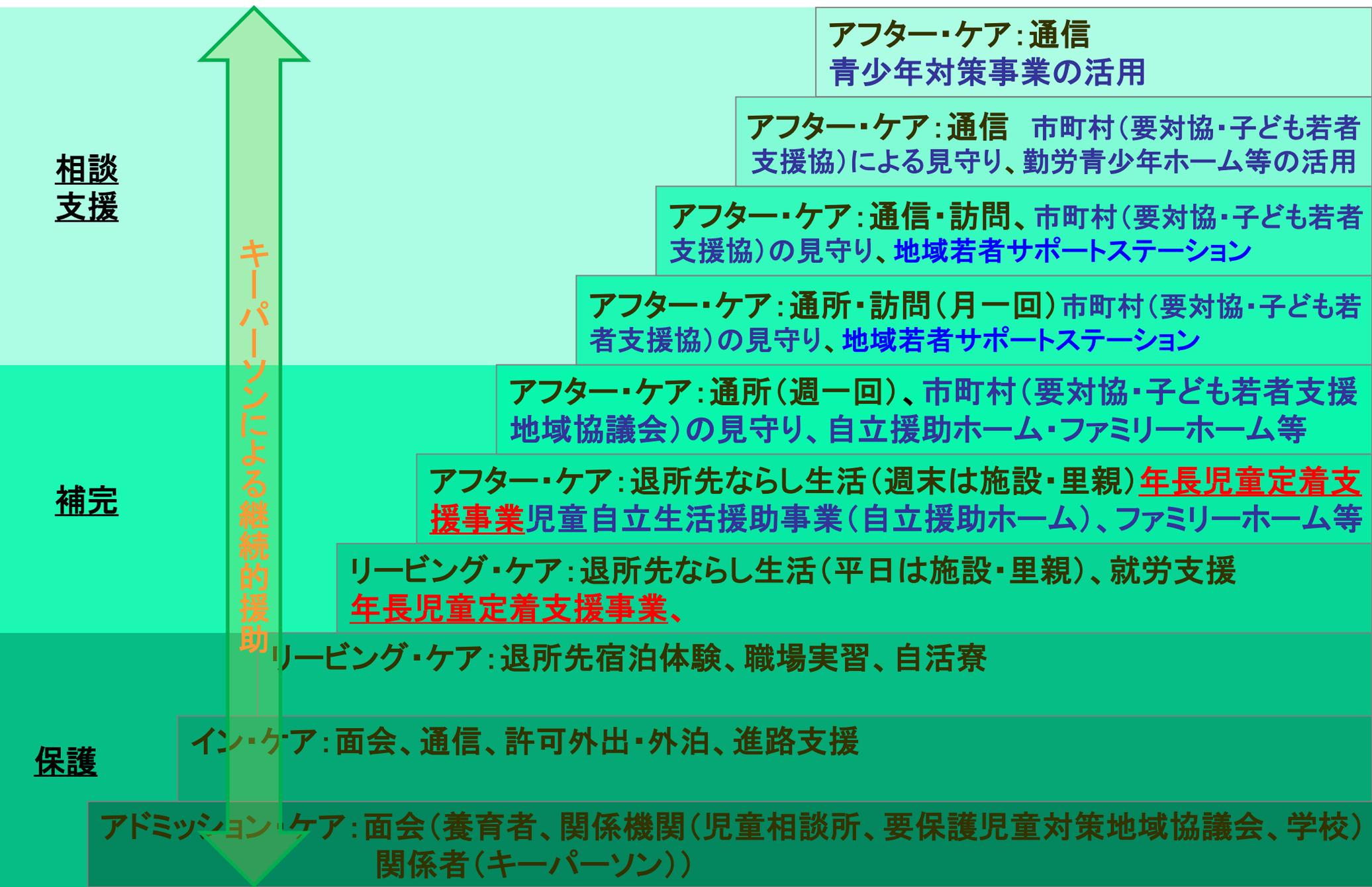
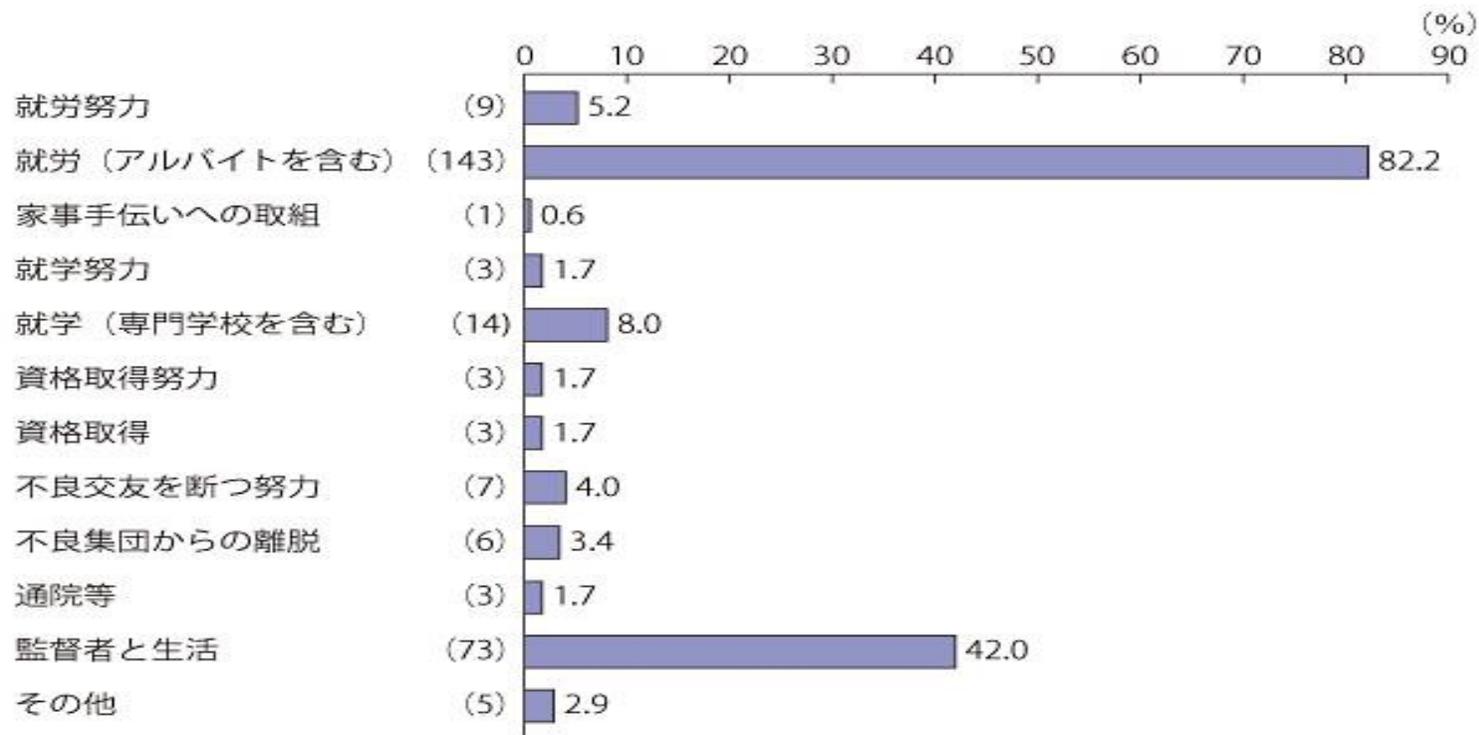


図3 スモールステップによる年長児童支援システム（案）



地域サポートシステム (社会資源の有効活用)

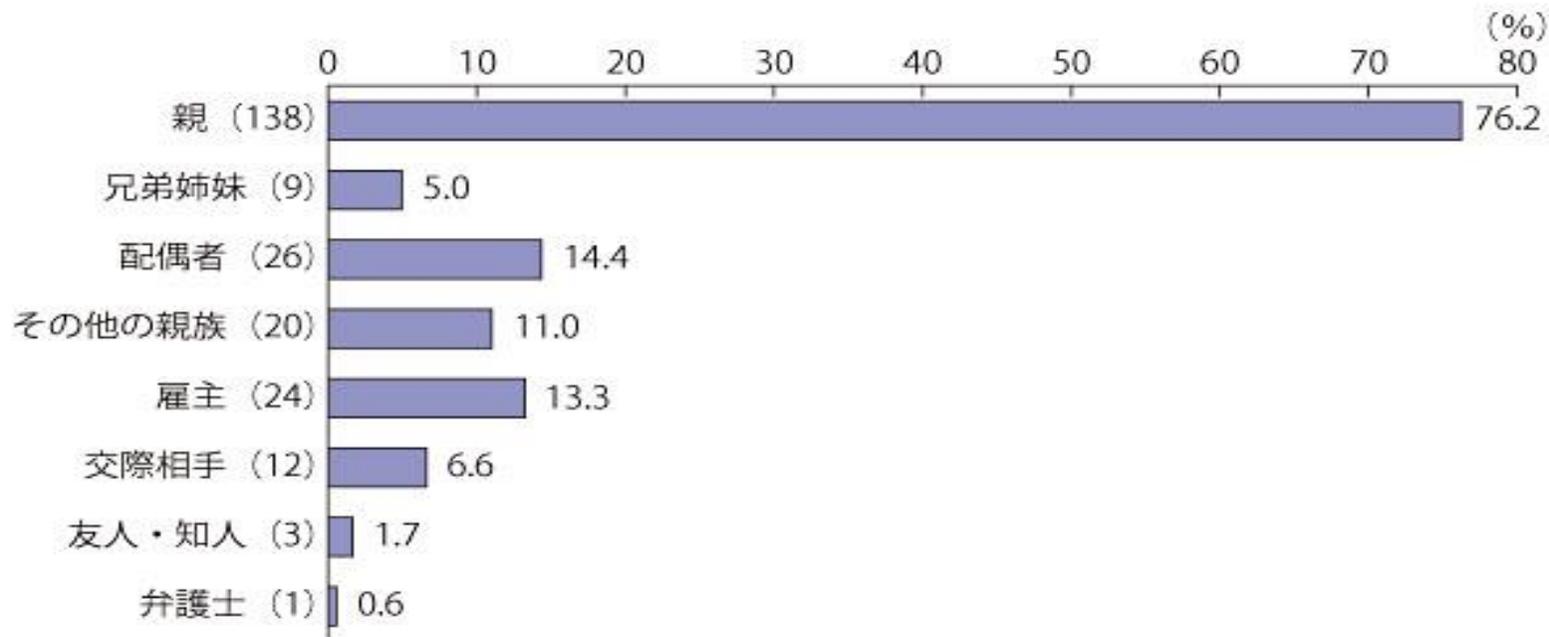
- 入所前から退所後まで継続的サポートを行うキーパーソンの確保
- 市町村、要保護児童対策地域協議会の連携・協働
- 児童委員などとの連携・協働(東京都児童自立サポート事業)
- 当事者団体の活用(日向ぼっこ セカンドチャンス！)



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 犯罪行動が見られなかった時期の行動について調査可能であった174人について、複数選択方式で調査したものである。
 3 「通院等」は、ダルク・断酒会等への参加を含む。
 4 「その他」は、健全な交友、会社経営等である。
 5 () 内は、実人員である。

刑事確定記録により、犯罪のない時期の行動の調査が可能であった者(174人)について、それぞれあてはまる事項を全て拾い上げて調査した。対象者のうち、143人(82.2%)に就労が、また、9人(5.2%)に就労努力が見られ、85.6%の者(重複者を除く。)が就労又は就労努力を行っていた。犯行時の有職者が52.4%しかいないことを考えると、85.6%は顕著に高い比率であり、就労又は就労努力が犯罪の抑止に効果があるといえる。

監督者との生活が少なくとも73人(42.0%)の者に見られ、その割合は大きい。さらに、犯行時においては、監督者との同居を解消している者が相当数に及んでいること(7-3-3-3-1図<2>参照)を考えると、少年・若年者にとっては、監督者との生活による適切な生活管理は、犯罪の抑止に効果があると考えられる。



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 更生の支援者の有無について調査可能であった181人について、複数選択方式で調査したものである。

3 () 内は、実人員である。

刑事確定記録により、更生支援の有無の調査が可能であった181人のうち、犯罪を行っていない時期に支援者がいた者は171人(94.5%)であり、その比率が高いことから、支援の重要性が確認できる。支援者別に見ると、親が138人(76.2%)と顕著に高く、その他、配偶者26人(14.4%)、雇用主24人(13.3%)と続いている。更生支援者としては、親が多数を占めており、それ以外の者は少ない。したがって、少年を監督し(本件出院時引受人の大半は親である。[7-3-1-6 図](#)参照)、その更生を支援する親との同居は、犯罪の抑止、更生の支援という観点から、重要であるといえる。にもかかわらず、出院後、親と同居する者の割合が減少していること([7-3-3-3-1 図](#)参照)は、犯罪のリスクを高めていると考えられる。

少年院の場合

スモールステップによる社会復帰教育過程を

- 出院準備教育過程 → 社会復帰教育過程
スモールステップによる社会復帰教育過程へ変更して、少年院という個人的居場所を確保しつつ、社会的居場所への適応を図る教育を行う。その後、個人的居場所（家庭や一人暮らし）への適応を図る。
- そのためにも少年院にも社会復帰調整官のような人材を配置し、保護観察官や福祉・教育関係機関などと連携して、社会資源を有効活用しながら、家庭環境調整や地域のサポートシステムを構築する。

若年者の刑事法制のあり方

— 刑罰より健全育成(保護処分)を —

- 原則として家庭裁判所や少年鑑別所での調査
 - 14歳以上26歳未満の罪を犯した青少年(若年者)については、原則として家庭裁判所及び少年鑑別所において、その背景や原因などについてアセスメントを実施し、その健全育成の可能性について検討した上で、審判もしくは裁判を行う。
- 裁判員には青少年の健全育成のプロの任命
 - 青少年(若年者)に対して刑事裁判を行う際の裁判員については、青少年の健全育成に関係する専門家を複数任命することとする。

矯正施設のあり方について

— 青少年(若年者)社会復帰教育センターの創設 —

- 少年院＋少年刑務所 → 青少年(若年者)社会復帰教育センター(仮称)へ
- 概ね12歳以上26歳未満の青少年(若年者)は、少なくとも、現在の少年院における矯正教育の同様の目的、内容、計画などに基づき、科学的知見を付加しながら教育を実施すること。
- さらに前述したスモールステップシステムによる社会復帰教育を実施すること。
- 少年鑑別所 → 青少年鑑別所

ご静聴ありがとうございました。